


商品名等 (電気用品名等)	自動チェックイン機器
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、ホテル、ゴルフ場、カラオケ、映画館等で使用される自動でチェックインができるスタンドアロン形の機器である。液晶タッチパネルを操作して、施設の使用登録及びプリンタによるチケット・案内書面の発行を行うことができる。</p> <p>○構造、仕様、意匠 上部に液晶タッチパネル、内部に電熱装置を有するプリンタを内蔵している。現金やクレジットカード及びその他の貨幣価値を有するものによる決済、精算、両替等の機能はない。予約番号、QRコード、会員カード等を入力して顧客を認証し、次のサービスを行う。</p> <p>(1) 事前にネットで決済された予約番号の入力によるルームキーや鑑賞券の発行。 (2) 予約済みの場合は「予約番号」、予約無しの場合は「会員番号」等による、ゴルフ場スコアホルダー及びロッカー番号の登録処理、カラオケ店利用ルームの確定及び案内書面の発行等。</p> <p>定格：AC100V以上300V以下</p> <p>○主な使用者、販売先 主な使用者：一般消費者、主な販売先：店舗、企業等</p> <div data-bbox="1117 1137 1324 1355" style="text-align: right;"> <p>*製品例</p>  </div>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) (1) のサービスにおける料金は事前にネットで決済されており、ルームキーや鑑賞券の発行は販売に該当せず、当該機器は「自動販売機」にはならないと考えられ、また、(2) のサービスは登録処理又は案内書面の発行のみであり、(1) と同様に「自動販売機」にはならないと考えられる。いずれの場合も、他に該当する電気用品名がないことから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	